

参 考 資 料

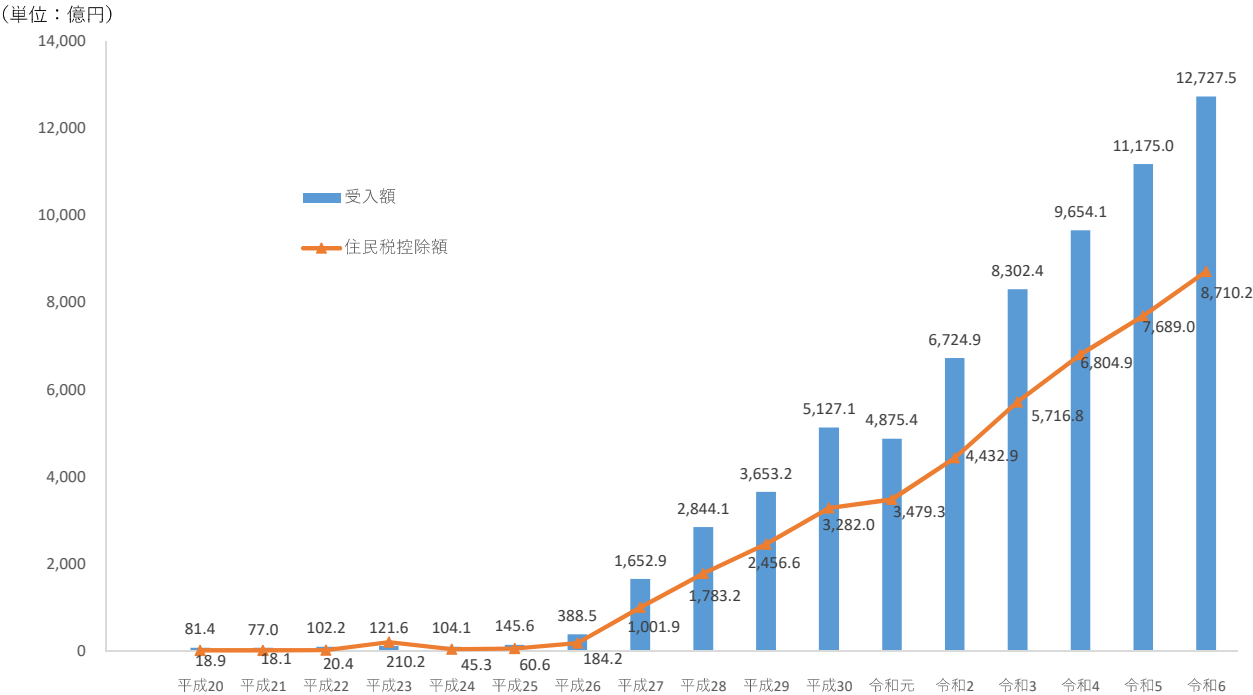
参考資料 1：個人住民税の仕組み（所得類型別）

所得類型	給与・事業所得等	上場株式等の配当	上場株式等の譲渡益 (注 2)	預金利子等
住民税の種別	所得割	配当割	株式等譲渡所得割	利子割
税率	10% 〈所得税〉 5 %～45%	5 % 〈所得税〉 15%		
納付先	納税義務者の住所地都道府県 (注 3)			納税義務者の 口座所在地都道府県
令和 6 年度税込 (注 4)	12兆6,351億円	3,345億円	4,658億円	392億円

注 1 総務省「第 1 回地方税制のあり方に関する検討会」資料より作成
2 譲渡益は源泉徴収口座におけるものに限る
3 所得割は住所地市町村にも納付
4 税込は全国のものであり、総務省「令和 6 年度地方税収入決算見込額」より抜粋

参考資料 2：「ふるさと納税」の受入額及び住民税控除額（全国計）

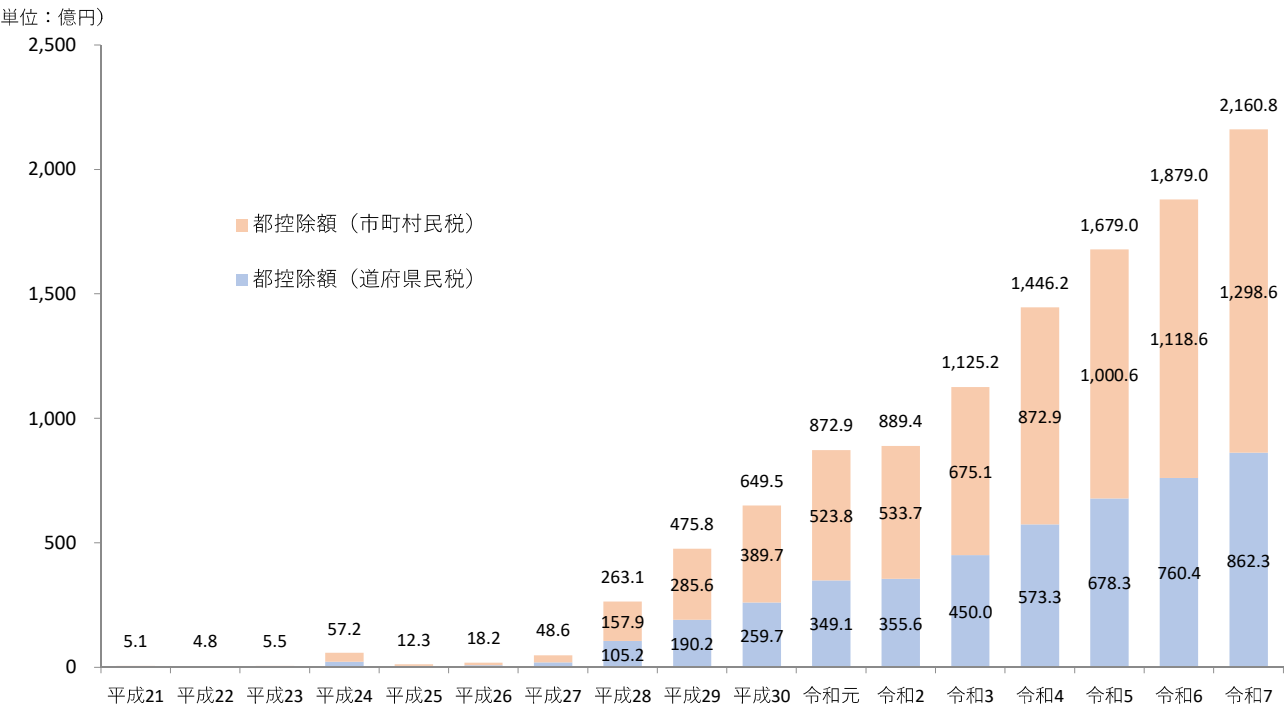
- 令和 6 年度の全国の受入額は約 1 兆2,728億円となり、前年度に引き続き 1 兆円を超えた
 - 住民税控除額は、平成27年度のワンストップ特例制度導入以降大きく増加し、令和 6 年度寄附に係る控除額は約8,710億円となった（実際に控除される時期はその翌年度）



注 1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和 7 年度実施）」（令和 7 年 7 月 31 日）から作成
2 受入額については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している
3 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある

参考資料 3：「ふるさと納税」に係る控除額の推移（東京都）

- 令和 7 年度の東京都の控除額は、約2,160億円に増加（対前年度比：約1.1倍）
- 平成21年度の制度創設時からの累計額は、約1兆1,593億円にのぼる



注 1 令和 6 年度以前は、総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」から作成
2 令和 7 年度は、総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」から作成した推計値
3 各年度の計数は、前年中（例えば、令和 7 年度については、令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況
4 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、「都道府県・市区町村に対する寄附金」に係る寄附についての控除額等を取りまとめ

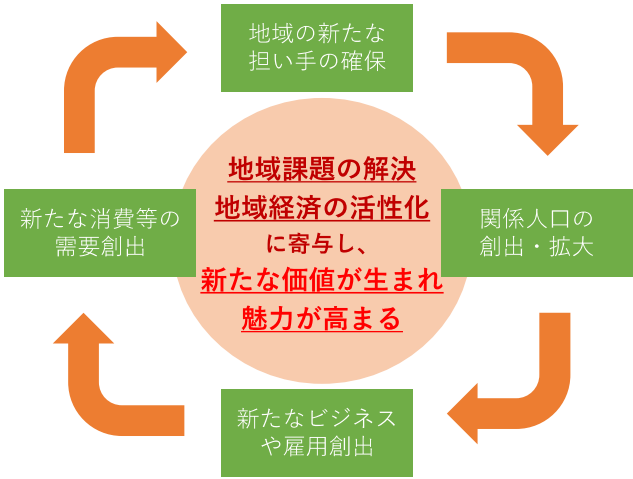
参考資料 4：二地域居住等の概要

- 二地域居住等とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方
 - 法律上※、「当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めること」と定義付けられているが、現在のところ、滞在期間や居住形態（賃貸・所有など）等の明確な定めはない
- ※ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年 11 月 1 日施行）

〈二地域居住等のイメージ〉



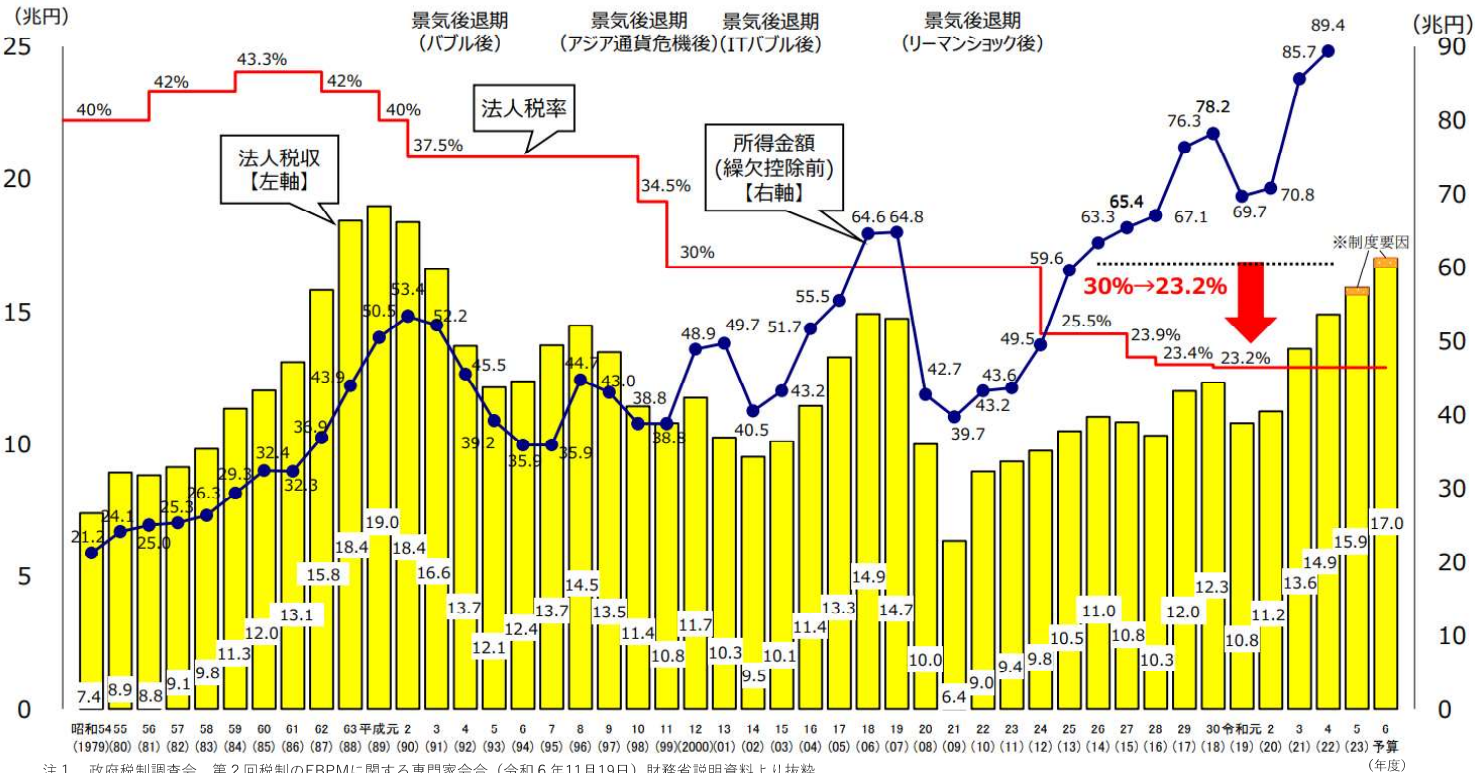
〈二地域居住等の社会的意義〉



注 国土交通省 「地方公共団体向け二地域居住等施策推進ブック（第 4 版）」（令和 6 年 7 月）より作成

参考資料5：法人税収の推移

- 近年、法人の所得金額・法人税収はともに増加傾向にあるが、法人税収の伸びは所得金額の伸びに比して小さい。
 - その要因には、税率の引下げや租税特別措置の拡充（賃上げ税制の拡充など）による影響が考えられる。
- ※ 利子・配当に係る源泉所得税に伴う法人税の所得税額控除（平23年度：1.4兆円→令4年度：4.8兆円）の増加などにも留意が必要。



注1 政府税制調査会 第2回税制のEBPMに関する専門家会合（令和6年11月19日）財務省説明資料より抜粋
注2 法人税収は、令和5年度までは決算額、令和6年度は予算額による
注3 所得金額（繰欠控除前）は、国税庁「会社課本調査」による。なお、平成17年分までは2/1～1/31、平成18年度以降は4/1～3/31に終了した事業年度を対象としている

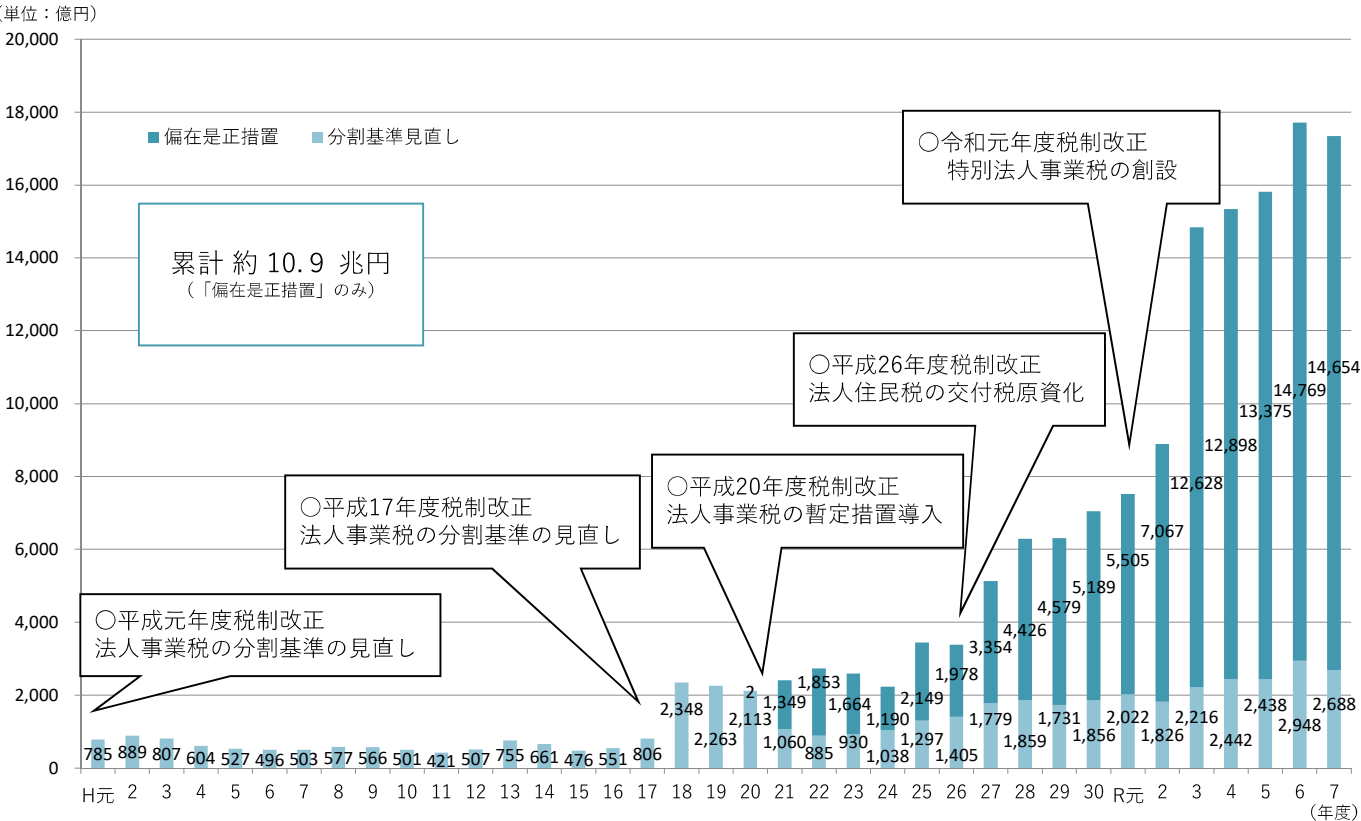
参考資料6：東京都における「偏在是正措置」による影響

平成20年度税制改正以来の累次にわたる地方法人課税の見直し（いわゆる「偏在是正措置」）により、法人住民税及び法人事業税の国税化が進められてきた。一連の「偏在是正措置」による令和7年度の影響額は、仮に税制改正がなかった場合と比較し、▲1兆4,654億円である。

税目	偏在是正措置により創設された税目等	影響額	概要
法人住民税	地方法人税 国 直接国が徴収し、 地方交付税原資化 法人住民税 8,820億円	▲7,965億円	法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税として地方自治体に配分（平成26年度税制改正で創設、平成28年度税制改正で拡大） * 都は地方交付税の不交付団体
	特別法人事業税 国 一度地方自治体が徴収してから、国へ納める 法人事業税 1兆6,543億円	▲7,299億円	法人事業税（所得割・収入割）の一部を国税化（令和元年度税制改正で創設） * 以前は暫定措置として「地方法人特別税」が導入されていた（平成20年度税制改正で創設・平成28年度税制改正で廃止）。仕組みは類似している。
法人事業税	特別法人事業譲与税 特別法人事業税を原資として、人口で按分した額を各都道府県への譲与額とする。 なお、都は地方交付税の不交付団体のため、譲与額の最大75%が控除される。 譲与税	794億円	特別法人事業税を譲与税として都道府県に配分（令和元年度税制改正で創設）
	法人事業税交付金	▲184億円	法人事業税の一定割合を都道府県内の市町村に配分（平成28年度税制改正で創設）

注 東京都財務局「東京都予算案の概要」（令和7年2月）等から作成

参考資料 7：地方法人課税の累次の「偏在是正措置」等による東京都の影響額の推移

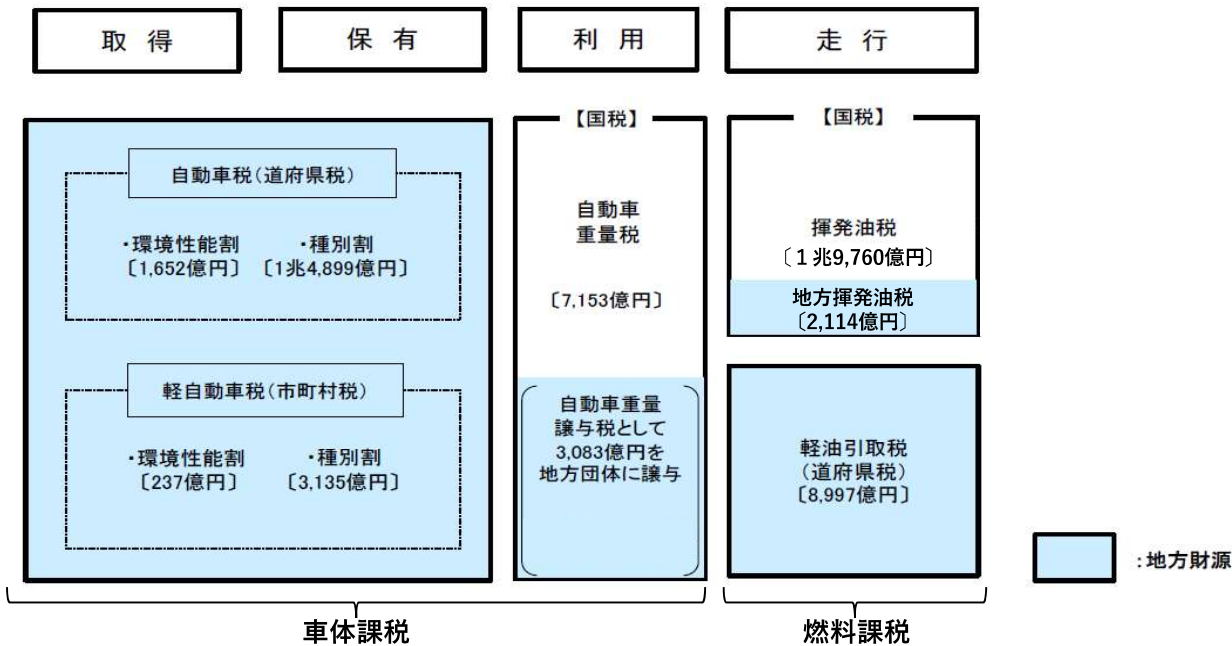


H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
785	889	807	604	527	496	503	577	566	501	421	507	755	661	476	551	806	2,348	2,263	2,115	2,409	2,738	2,594	2,228	3,446	3,382	5,132	6,285	6,310	7,045	7,527	8,893	14,844	15,339	15,813	17,717	17,342

注 1 東京都財務局「国の不合理な措置に対する東京都の主張－地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論－」等より作成
2 令和5年度までは決算額、令和6年度は決算見込額、令和7年度は当初予算額による
3 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある

参考資料 8：自動車関連税の全体像

- 令和7年度の自動車関連税収の総額約5.8兆円のうち、地方財源は約3.4兆円（約6割）
- 車体課税約2.7兆円のうち、地方財源は約2.3兆円（8割超）
- 燃料課税約3.1兆円のうち、地方財源は約1.1兆円（約4割）



注 1 総務省 第1回「自動車関係税制のあり方に関する検討会」資料（令和7年4月23日）より作成
2 税額について、地方税は令和7年度地方財政計画額（案）（市町村分の財源には、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金を含む）、国税は令和7年度当初予算額（案）により計上
3 地方揮発油税は、全額を地方揮発油譲与税として都道府県・市町村に譲与（都道府県分1,108億円、市町村分1,006億円）
4 自動車重量税の一部は、自動車重量譲与税として都道府県・市町村に譲与（都道府県分172億円、市町村分2,911億円）